

## 令和4年第3回 定例町議会

## 補正予算など可決されました

令和4年第3回定例町議会が、9月13日から15日まで開会され、補正予算など10件の議案が原案どおり可決されました。

### □各会計の補正予算

一般会計は、歳入歳出の予算に1億1,603万4,000円を追加し、予算の総額を52億346万4,000円としました。

下水道事業特別会計は、歳入歳出の予算に1,268万9,000円を追加し、予算の総額を2億6,178万9,000円としました。

### □行政報告

・指定寄付金について

### □条例の改正

・特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

・職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

・職員の給与に関する条例の一部改正について

### □農業用施設災害復旧事業の施行

農業用施設災害復旧事業の施行について可決されました。

### □財産の処分

町有林で生産した林産物の処分について可決されました。

### □教育委員会教育長の任命

教育委員会教育長が令和4年9月30日で任期満了となるに伴い、林秀貴氏の再任が同意されました。



林 秀貴氏

### □教育委員会委員の任命

教育委員会委員1名が令和4年12月5日で任期満了になることに伴い、大林達恵氏の任命が同意されました。

### □専決処分の承認を求めることについて

令和4年度一般会計補正予算の専決処分が承認されました。

### □人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、上杉守氏を推薦しました。

### □各会計決算の認定

令和3年度訓子府町一般会計歳入歳出決算などの各会計決算6件が決算審査特別委員会に付託されました。

### □報告

令和3年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、監査委員の審査意見を添えて町長が報告しました。

### □監査結果報告

財政的援助団体の監査結果について、「適正に執行されているものと認める」と監査委員から報告がありました。

### □出納検査結果報告

本年7月11日・8月10日・9月12日に実施の例月出納検査について、監査委員から「異状ないものと認める」と報告がありました。

### □意見書

・国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書

## 監査委員により令和3年度町の各会計決算審査などを実施

7月15日に町長から地方自治法及び地方公営企業法の規定による決算関係書類を訓子府町監査委員に提出し、次のとおり決算審査などが行われました。

### 令和3年度各会計決算審査

令和3年度の訓子府町一般会計・特別会計・公営企業会計（水道会計）について、8月1日から3日までの3日間にわたり決算審査が行われました。

決算審査は、議会で決定された予算が適正に執行されたか、不適当な事項はないか、決算その他関係諸表等の計数が正確であるかなどを主眼として、毎年実施されているものです。

### 【監査委員審査結果と意見（概要）】

令和3年度訓子府町一般会計・特別会計・公営企業会計（水道会計）の決算について内容を

審査した結果、決算計数はいずれも正確に計上され、事務・事業も適期に執行され、予算の執行および財政運営は「適正」と認めます。

今後も消防庁舎建設などの地方債償還や公共施設の老朽化による維持・更新費用の増加、デジタル化の加速などから、一層の財政負担は避けられない状況にあるため、自主財源の確保や国の地方財政対策などの動向を注視し、さらなる増収に努めるとともに事務事業の見直しの徹底を図るなど、将来にわたり持続可能な行財政運営に取り組むことを望みます。

### 「町財政健全化及び経営健全化の比率を審査」

令和3年度の「財政健全化及び経営健全化の比率」について、訓子府町監査委員により8月1日に審査が行われました。

審査に当たっては、「健全化判断比率及び資金不足比率等」の算定基礎事項書類について、適正に作成されているかなどを主眼に、関係書類間の数値の突合などのほか、担当職員からの聞き取りにより行われました。

### 【監査委員審査結果】

令和3年度の「健全化判断比率」については、いずれも「適正」に把握・算出されていることを認めます。

今後とも各種事業、給付事業などの実施が継続されていくこととなりますので、一層財政運営に配慮し、健全化継続を望みます。

### 財政的援助団体の監査

地方自治法の規定に基づき、町から各団体に交付した補助金・交付金等が適正に運用されたかを確認する財政的援助団体の監査が監査委員により行われました。

補助している「訓子府福祉会補助金」を対象に関係書類を提出するとともに担当職員からの聞き取りにより、8月2日に補助金事務の執行状況の監査が行われました。

### 補助金事務は適正に執行

本年度は、町が社会福祉法人訓子府福祉会に

### 【監査委員監査の結果】

補助金に関する事務について、「適正」に執行されていることを認めます。

## 訓子府町の選挙人名簿投票区別登録者数

行政区	1			行政区	2			行政区	3			行政区	4		
	男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計
東幸町	201	223	424	日出町	85	104	189	西 富	54	62	116	末広町	122	161	283
西幸町	123	113	236	穂 波	96	137	233	北 栄	42	53	95	実 郷	45	43	88
東 町	186	242	428	柏 丘	78	77	155	駒 里	37	36	73	緑 丘	33	29	62
元 町	30	32	62	日 出	60	65	125	弥 生	28	35	63	協 成	16	14	30
旭 町	90	98	188	大 谷	42	29	71	農 試	13	6	19	開 盛	15	7	22
大 町	47	53	100	福 野	69	60	129	高 園	58	57	115	常 盤	8	7	15
栄 町	86	91	177	計	430	472	902	計	232	249	481	豊 坂	26	25	51
若富町	84	98	182									清 住	60	63	123
若葉町	85	77	162									計	325	349	674
計	932	1,027	1,959									合計	1,919	2,097	4,016

※行政区の仲町は栄町に、美園は常盤にそれぞれ統合されており、上記表には掲載していません。

## 令和3年度財政健全化の基準と町の比率

財政健全化の比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	—	15.0%
② 連結実質赤字比率	—	—	—	20.0%
③ 実質公債費比率	6.2%	6.2%	6.6%	25.0%
④ 将来負担比率	—	—	—	350.0%
経営健全化の比率				経営健全化基準
① 下水道事業資金不足比率	—	—	—	20.0%
② 水道事業資金不足比率	—	—	—	20.0%

比率の「—」の表示は、赤字などが無いことを示しています。全ての比率において各健全化基準を大きく下回っています。

※早期健全化基準は、国が定めた基準で、この比率を超えた場合には財政健全化計画の策定など、早期健全化の取り組みが義務付けられています。